

地域の課題解決！ やさしいまちづくりの企画募集

企画提案応募受付 4月17日(月)開始
企画提案応募の手引き

はじめの一步
助成部門

限度額
5万円

第一回応募受付期間

4月17日(月)～5月11日(木)まで

第二回応募受付期間

7月3日(月)～7月14日(金)まで

窓口：午後5時まで受付 窓口の場合は事前に連絡の上お越しく下さい。

郵送：締切最終日必着

第二回の応募は第一回の応募・審査の状況により、募集しないことがあります。

やさしいまちづくり
活動助成部門

限度額
20万円

応募受付期間

4月17日(月)～5月11日(木)まで

窓口：午後5時まで受付 窓口の場合は事前に連絡の上お越しく下さい。

郵送：締切最終日必着

：助成・支援の概要 P 1
：応募の流れ P 5
：年間スケジュール P 6
：補助対象経費 P 10



応募には事前相談が必要です。(要予約)
事前相談期間の詳細はP5をご覧ください

助成・支援の概要

1 助成金について

- (1) はじめの一步助成部門... 助成上限額 5 万円 (詳細は 3 ページ)
- (2) やさしいまちづくり活動助成部門... 助成上限額 20 万円 (詳細は 4 ページ)

助成金額は、企画提案内容を審査し、予算と各上限額の範囲内で決定します。

	助成区分	助成上限	助成回数
はじめの一步 助成部門	原則として、これから活動を始めるグループが翌年以降の「やさしいまちづくり活動助成部門」への企画提案を目標とした、準備段階にあたる活動を対象とします。	5 万	同一グループへは 1 回のみ
やさしい まちづくり 活動助成部門	「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画」の目標・取組の視点・施策等に沿った活動・整備を対象とします。	20 万	同一グループへは 3 回まで

2 助成グループへの活動支援について

(1) 研修・講座等の支援

地域福祉活動に必要な研修・講座等を開催します。また、研修・講座等の機会に団体同士の交流も支援します。

(2) アドバイザー派遣

審査の結果や企画提案・相談内容から、必要性があると判断されたグループに対し、企画の実現性を高めるためのコーディネーター、デザイナー、設計士等の技術面での専門家や、学習会の講師などを派遣します。

(3) 広報・周知の支援

ねりま区報、やさしいまち通信(地域福祉情報紙)、みどりのまちづくりセンターの広報誌等への記事の掲載により、助成グループの活動の PR を支援します。また、公共施設等でのチラシ配布のお手伝いをします。

3 対象となる活動

だれもが地域の一員として社会参加ができる環境づくりのため「練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画」の目標・取組の視点・施策等に沿った活動・整備です。ただし、つぎの要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 区民が主体となって実施できる範囲であること
- (2) 公共性があること
- (3) 区民等が持つ新しい発想、手法、地域の資源などを生かした取組で、その成果が地域福祉および福祉のまちづくりの推進に寄与すると考えられること

<対象外となる活動・整備>

- (1) 営利、宗教、政治または選挙活動を目的とすると考えられる活動・整備
- (2) 特定の個人や団体が利益を受ける活動・整備
- (3) 公序良俗に反する活動・整備
- (4) 公的助成により資金的支援を受けている活動・整備

4 対象となる団体

練馬区を中心に活動を行い、今後も継続する見込みがあり、つぎの要件をすべて満たすグループです。

- (1) 練馬区内の住民等(区内お住まいの方、区内にお勤めの方、区内の学校に通っていらっしゃる方、区内で事業を営んでいる方、区内に土地や建物を所有している方)を3人以上含むこと。
(ただし、3人のうち2人以上が同一世帯の場合は、要件を満たしていないものと考えます)
- (2) 自らが主体となって、企画を実現する意欲があること。
- (3) 営利、宗教、政治または選挙活動を目的とするグループでないこと

5 活動期間

平成30年3月末日までに完了するものです。

はじめの一步助成部門

これから地域福祉および福祉のまちづくりの活動をはじめたいグループが対象の部門です。

助成対象となる活動	「やさしいまちづくり活動助成部門」への企画提案を目標とした、準備段階にあたる活動を対象とします。
活動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織づくりや、活動の輪を広げるためのイベントや広報活動 ・ 翌年以降の事業計画づくりに必要なとりくみ
助成の内容 補助対象経費参照	活動を行うのに必要不可欠な経費 (外部講師謝礼、材料費、印刷費、交通費、通信費等)
区の支援	研修・講座の支援 アドバイザー派遣 広報・周知の支援
審査・選考と 公開イベントへの参加	審査会(6月)で選考します。 提案グループは、審査会場で、模造紙やパソコン等を使って企画発表を行っていただきます。 助成可となった団体は、決定を受けた翌日からの費用が助成対象となります。 中間報告会(12月)と、最終報告書(翌年3月)で活動の報告を行っていただきます。
提案の公表	企画提案書、報告書、活動の様子は、ホームページ等で情報公開します。
助成上限額	5万円
助成回数	同一グループに対し1回のみ

やさしいまちづくり活動助成部門

<地域活動>

具体的な企画があり、実施できるグループが対象です。

助成対象となる活動	地域福祉および福祉のまちづくりの課題解決のための地域活動、計画づくり、情報発信、調査、社会実験を対象とします。
活動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な区民が暮らしやすい環境をつくる新たな手法の実験 ・ バリアフリーの視点からのまち歩きワークショップや調査、マップづくりの活動 ・ 身近な地域や建物等を改善するための具体的な実践活動
助成の内容 補助対象経費参照	活動を行うのに必要不可欠な経費 (外部講師謝礼、材料費、印刷費、交通費、通信費、委託費等)
区の支援	研修・講座の支援 アドバイザー派遣 広報・周知の支援
審査・選考と公開イベントへの参加	審査会(6月)で選考します。 提案グループは、審査会場で、模造紙やパソコン等を使って企画発表を行っていただきます。 助成可となった団体は、4月からの費用が助成対象となります。 中間報告会(12月)と、最終報告書(翌年3月)で活動の報告を行っていただきます。 卒業団体については、翌年12月に卒業後の活動報告を行っていただきます。
提案の公表	企画提案書、報告書、活動の様子は、ホームページ等で情報公開します。
助成上限額	20万円
助成回数	やさしいまちづくり活動助成部門全体で、同一グループに対して3回まで

応募の流れ

1 募集説明会

平成 29 年度練馬区やさしいまちづくり支援事業の募集説明会を下記の日程で開催します。事前申込の上、お越してください。

電話またはファックスにて開催日前日までにひと・まちづくり推進係へご連絡ください。

- (1) 参加日
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号またはファックス番号

要約筆記、点字資料、手話通訳を希望する場合は、4月4日（火曜日）までに併せてお申し込みください。
お子様連れでも参加いただけます。

平成 29 年 3 月 24 日（金）	午前 10 時～	いずれも
平成 29 年 4 月 12 日（水）	午後 7 時～	練馬区役所本庁舎 19 階 1906 会議室

2 事前相談機関・事前相談窓口（要事前予約）

はじめの一步助成部門

4月4日（火）～7月4日（火）

やさしいまちづくり活動助成部門

4月4日（火）～5月9日（火）

ご応募にあたり、企画提案書をご記入のうえ、必ずみどりのまちづくりセンターの事前相談をお受けください。アイデアのまとめ方、応募書類の書き方などについての質問をお受けし、企画づくりをお手伝いいたします。

事前相談窓口：みどりのまちづくりセンター

午前 9 時～午後 5 時（土日祝除く。）

（住所）練馬区豊玉北 5-29-8 練馬センタービル 3 階

（電話）3993-5451



3 応募先

応募先（窓口応募の場合、要事前予約）

福祉部管理課ひと・まちづくり推進係（練馬区役所西庁舎3階）

（住所）176-8701 練馬区豊玉北6-12-1

午前9時～午後5時（土日祝除く）

（電話）5984-1296

応募にあたっては、以下の提出書類を窓口もしくは郵送にて提出してください。
FAX、電子メールでは受け付けません。

（1）応募書類

応募申込書（第1号様式）

事業計画書（第2号様式、第3号様式のいずれか）

様式は、区ホームページでダウンロードできます。

提出された応募書類は返却しませんので、必ず写しをとって保管してください。また、応募に要する経費は、提案グループの負担となります。

（2）応募方法

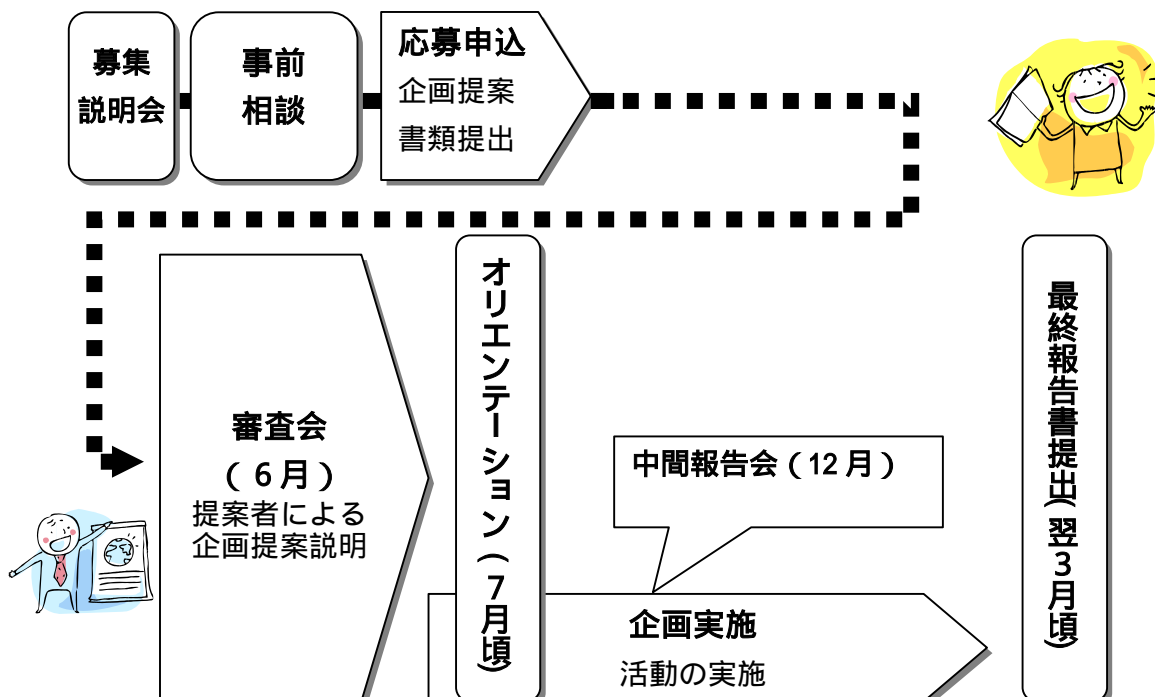
窓口にて応募

窓口で応募書類の記載内容についてお尋ねする場合がありますので、必ず提案内容を説明できる方がお越しく下さい。

郵送にて応募

同じ区内でも、福祉部管理課ひと・まちづくり推進係に届くまでには3～4日かかる場合がございます。余裕をもってご応募ください。

4 年間スケジュール



日程等	手続き・公開イベント	詳細
平成 29 年 3 月中旬	応募の手引き配布	
⋮ 3 月 24 日 (金) 4 月 12 日 (水)	募集説明会	P.5
⋮ 4 月 4 日 (火) ~	事前相談	P.5
⋮ 4 月 17 日 (月) ~	応募受付期間	表紙
⋮	応募の手続き	P.6
⋮ 6 月	審査会	P.7 ~ 8
⋮ 7 月頃	オリエンテーション	P.9
▼ 12 月	中間報告会	P.9
平成 30 年 3 月	最終報告書提出、支払・精算	P.9
原則は平成 30 年 4 月以降ですが、手続きにより前払いが可能です。	助成金の支払	P.9

平成 30 年 12 月中間報告会にて卒業後の活動について報告をします。

5 審査

(1) 審査会 (平成 29 年 6 月予定)

審査会は、審査委員の前で、構成メンバー 3 人以上が参加し、企画提案をしてもらい、質疑応答を行います。

選考結果は後日郵送をもって通知します。助成対象となった提案に対し、審査委員会が条件 (金額・提案内容等) を付す場合があります。

(2) 審査のポイント

審査項目	審査のポイント
1 活動目的	活動の目的が明確であるか、具体的であるか。
	地域福祉・福祉のまちづくりに寄与しているか。
2 地域ニーズ・地域課題	地域ニーズや地域課題を具体的に把握しているか。
	他団体の類似する活動を把握しているか。
3 活動内容	具体的に示されているか。
	目的と整合したものになっているか。
	自分たちの強みを把握し、活かしているか。
	地域ニーズや課題を解決する可能性があるか。
	地域資源の活用や新しい試みへの挑戦など、創意工夫がされているか。

3	活動内容	昨年度の活動成果・課題を踏まえた内容となっているか。昨年より広がりがある活動となっているか(昨年より成長しているか)。 <u>やさしいまちづくり活動助成部門のみの審査ポイント</u>
		活動が特定の人に向けたものではなく、広がりをもったものか。
		地域住民の理解・参加、地域の商店街や町会・自治会の理解や連携等について、考慮がされているか。
4	実施体制	実施体制や責任体制が明確であり、実施内容と組織体制が整合しているか。
5	活動の将来性	継続的な事業実施が期待でき、将来性があるか。
6	活動目標 ・ 成果指標	目標・成果指標が具体的に示されているか。
		目標・成果指標が妥当な設定となっているか。
		目標を達成するに当たっての課題と対処法が示されているか。
		昨年度の活動成果を踏まえた目標となっているか。 <u>やさしいまちづくり活動助成部門のみの審査ポイント</u>
7	実施スケジュール	スケジュールが具体的で、実現可能な計画となっているか。
8	予算の妥当性	実現可能性の高い予算で、収支のバランスがとれているか。
		費用の用途が事業目的に対し妥当か。
		積算根拠が具体的かつ妥当なものになっているか。

選考は、学識経験者、協働による地域福祉・福祉のまちづくりの実践者、事業者、区民、関係区職員など計8名で構成するやさしいまちづくり支援事業審査委員会が行います

(3) 企画提案の公表、成果の報告

企画提案に付随する応募書類の著作権等は、原則として練馬区に帰属し、企画書および報告書は、区のホームページ等で広く情報公開をいたします。なお、企画書は審査結果の合否にかかわらず公表されます。

助成金の交付決定を受けたグループは、中間報告会(12月)最終報告書(翌3月頃)で、成果の報告をしていただきます。

平成29年度で卒業する団体については、翌年の中間報告会でも(12月)成果の報告をしていただきます。

6 助成オリエンテーション

助成が決定したグループに対し、助成金交付の手続き、各種支援の利用方法などについて、オリエンテーション（説明会）を開催します。必ずご参加ください。

7 中間報告会

活動内容や、審査委員からのアドバイス等の支援を受けて抽出・解決した課題、事業の成果等について、公開の場で途中経過の報告をしていただきます。中間報告会は、（仮称）地域福祉フェスタとして、広く一般区民に助成団体の活動をPRする場とし、助成団体同士や審査員、一般区民等との交流の機会とします。

8 最終報告

1年間の活動に対し、活動内容や審査委員からのアドバイス等の支援を受けて抽出・解決した課題、事業の成長・成果等について報告していただきます。

9 助成金の支払

助成金の交付にあたっては、別途交付応募書を提出いただきます。区は、応募書類受理後、予算の範囲内で助成金の交付を決定します。その際に、見積書、図面、関係者の合意に関する書類等を改めて提出いただく場合があります。

原則として、活動完了後に助成グループの請求をもって支払うこととなりますが、区長が必要と認める場合は概算払い（前払い）が可能です。その場合は、決算後、余剰金を清算してください。

10 その他注意事項

（1）助成金の返還

助成金の交付後、つぎの場合は助成金を返還していただきます。

- ・助成金交付決定の内容もしくは交付条件に違反したとき。
- ・虚偽の応募または不正の行為によって助成金の交付を受けたとき
- ・助成金の前払いを受けたもので、活動完了後に決算書において余剰金が生じたときは、当該余剰金を返還していただきます。

（2）個人情報の保護について

提案グループは、企画提案および事業実施にあたっての個人情報の取り扱いには、関係法令および「練馬区個人情報保護条例」を遵守ください。

区が本事業において個人情報を取得する利用目的は、つぎのとおりです。

画提案の審査にかかわる手続き

提案グループの活動の支援にかかわる手続き

その他本事業に付随する業務

(別紙) 補助対象経費 一覧表

経費区分	助成対象経費	対象外経費
謝礼金	事業の実施に不可欠な外部講師や外部の専門家の援助に対する謝礼	提案グループ構成メンバー、または運営スタッフの人件費
旅費	事業の実施に不可欠な交通費(実費)	国外旅費
印刷費および消耗品費	事業の実施に不可欠で、直接必要な物品および食材費を購入するための経費 ただし、食材費に係る助成金の交付額は、1食あたり1人500円を上限とする 報告書等成果物の印刷経費	プリペイドカード、金券の購入 助成金交付総額の2分の1を超える食材費
役務費	傷害保険 通信費(切手、ハガキ代) 広報折込料	電話料
委託料	設計委託料等	助成金交付総額の2分の1を超える委託費
使用料および賃借料	会議室、機材のレンタル、機材搬入に使用するための車両のレンタル、事業実施に不可欠な光熱水費等	事業以外での使用が見込まれるコピー機、パソコン、自動車等の使用料。原則として土地の賃借料、事務所等の家賃・光熱水費、不動産の敷金・礼金は対象外
工事請負費	バリアフリー改修工事、維持補修工事等	
備品購入費 (2万円以上)	事業の実施に不可欠で直接必要な物品を購入するための経費(助成事業終了後、目的を同じくする同様の活動に継続して使用される見込みがあること)。	事業以外での使用や、団体の運営管理での使用が主たるものと見込まれる、また、事業実施に補助的な物品の購入は対象外。(コピー機、パソコン、エアコン等の購入)
下記の経費については助成対象外になります。		
食料費 燃料費 人件費 事務局の維持管理費等団体の運営に要する費用		

補助対象経費の詳細は、事前に担当までご確認ください

問合せ・応募窓口

練馬区福祉部管理課ひと・まちづくり推進係

176-8701 練馬区豊玉北6-12-1

午前9時～午後5時(土日祝除く)

電話：5984-1296(直通) FAX：5984-1214